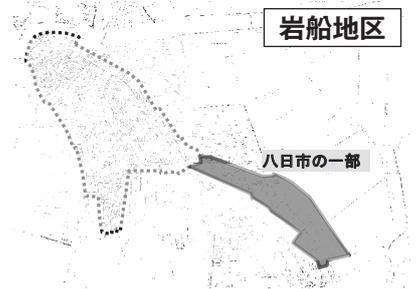
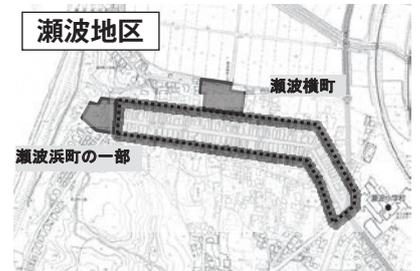


4月から景観計画重点地区が追加されます

景観計画重点地区の変更

市の景観計画区域のうち、特に歴史、文化、風土などの特色を残している地区に対しては重点地区の指定をしています。4月から、景観計画重点地区が次のとおり追加されますので、お知らせします。変更に関わる図書の縦覧は、都市計画課窓口で行っています。



重点地区では、一定の基準を満たす優良建築物などの外観の変更などに対して経費の一部を助成しています。詳しくは、お問い合わせください。

●問い合わせ 都市計画課建築住宅室 ☎53-2111 (内線5311)

人権啓発シリーズ ⑱

～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～



インターネットによる人権侵害

インターネットの急速な普及に伴い、その利用者は年々増加しています。

インターネットが情報収集の手段から掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのコミュニケーションの輪を広げる便利な手段へと進展し、誰もが容易に不特定多数の人に対して、情報を発信できるなど利便性が増しています。一方でインターネット上での人権に関する問題も増えています。インターネット上では、匿名による書き込みが可能なことを悪用し、差別的な書き込みや誹謗中傷、プライバシーの侵害や無責任な噂、有害情報を不特定多数の人に発信するなど、さまざまな人権侵害の発生が社会問題となっています。

近年では、インターネット上での部落差別などの差別的な書き込みをモニタリング（監視）する必要性について、全国的に議論されはじめており、実施する自治体が増えてきています。

インターネットの特性を理解し、ルールやモラルを守り、人権を尊重する気持ちを持って利用しましょう。



●問い合わせ 市民課生活人権室 ☎53-2111 (内線2231)